

農業経営多角化支援事業の実施基準

第1 採択要件

農業者で組織する団体にあつては、地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）の交付対象とならない場合等に対象とするものとする。

第2 補助対象内容及び事業費

事業実施要領第2の事業の内容については、以下の基準を満たしていなければならない。

1 総合化事業計画又は経営改善戦略の目標

目標年次（5年以内）までにその目標の全部または一部を達成することとする。

2 経営改善戦略の作成について

県が設置する千葉県地域資源活用・地域連携サポートセンターの支援を受けて作成した経営改善戦略を対象とする。

3 適正事業費・規模

補助事業費は、当該地区及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致したものでなければならない。

4 切り替えの禁止

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。

5 中古品の取扱い

補助の対象とする施設は、新築、新品又は新設によるほか、既存施設又は資材の有効利用等の観点から見て、当該地区及び事業の実情に即し必要があると認められる場合は、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品、古材の利用に係る事業を補助の対象とすることができるものとする。

中古機械の場合には、残存耐用年数が5年以上ある場合に補助の対象とすることができる。

6 更新施設・機械導入の禁止

既存の施設・機械等の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新）は、補助の対象としないものとする。

ただし、既存施設・機械が耐用年数経過後5年以上経過したものについては、代替の既存施設・機械として扱わないものとする。

7 用地買収及び造成費用等の取扱い

補助の対象とする施設整備に伴う用地の買収又は賃貸に要する経費又は補償費及び造成等に要する費用は、補助の対象としないものとする。

8 自動車等々の取扱い

自動車等（いわゆる自家用・業務用自動車等）及び、農業生産に係る農業用機械・施設等については補助の対象としないものとする。

9 事業費について

事業費が50万円以下の場合には、補助の対象としないものとする。

第3 事業実施上の留意点

1 機種及び業者決定

（1）機種及び業者決定をする場合は、3社以上による入札又は見積り合わせを原則とし、市町村等補助事業指導機関の担当者が適切に指導するものとする。

（2）実施設計の取扱い

入札等に必要の実施設計については、設計事務所等に依頼する場合のみ補助対象とし、事業実施主体が自ら作成するのに要する経費は補助対象としないものとする。

2 農業用廃プラスチックの処理

農業用プラスチックフィルムを使用する施設を導入する場合は、その
処理対策を実施計画に明確に記載するものとする。

3 製造許可の取得等

農産加工用機械、施設を整備する場合は、所管する機関と綿密な協議を
行った上で、必要な技能資格、製造許可を取得するとともに、表示等の基準
を満たすなど、適正な事業遂行を行うものとする。

附 則

本実施基準は、平成 27 年 5 月 1 日から施行し、平成 27 年度事業から適用
するものとする。

附 則

この実施基準は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この実施基準は、令和 6 年 4 月 26 日から施行し、令和 6 年度事業から適用する。

附 則

この実施基準は、令和 7 年 5 月 22 日から施行し、令和 7 年度事業から適用する。